

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	
告 示	ページ
◎県税に係る徴収金の収納事務の委託（税 務 課）	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出（2件）（経営支援課）	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定（防災砂防課）	2
○道路の区域変更（2件）（道 路 課）	3
○道路の供用開始（2件）（ ）	3
公 告	
○令和6年度随時実施技能検定試験の追加実施（雇用労働政策課）	3

告 示

高知県告示第406号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき県税に係る徴収金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定の例により告示する。

令和6年6月11日

高知県知事 濱田 省司

委託した者		委託の内容	委託期間
事務所の所在地	名称		
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社	県税に係る徴収金の収納事務の取りまとめ	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地	株式会社セイコーマート	直営店舗及び加盟店舗における県税に係	〃

		る徴収金の収納事務	
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	ミニストップ株式会社	〃	〃
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブンーイレブン・ジャパン	〃	〃
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	山崎製パン株式会社	〃	〃
東京都港区芝浦三丁目1番21号	株式会社ファミリーマート	〃	〃
東京都港区港南一丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス	〃	〃
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン	〃	〃
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ボブラ	〃	〃
北海道札幌市中央区大通東十丁目11番地4	ウェルネット株式会社	支払秘書決済サービスを利用して納付される県税に係る徴収金の収納事務	〃
東京都千代田区紀尾井町1番3号	PayPay株式会社	PayPay決済サービスを利用して納付される県税に係る徴収金の収納事務	〃
東京都品川区西	LINE Pay	LINE P	〃

品川一丁目1番1号	y株式会社	ay決済サービスを利用して納付される県税に係る徴収金の収納事務	
-----------	-------	---------------------------------	--

高知県告示第407号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和6年6月11日

高知県知事 濱田 省司

- 1 届出の概要
- （1） 届出者の名称
- ア 株式会社高知大丸 代表取締役社長 小島 尚
- イ 株式会社インテリアしらいし家具 代表取締役社長 白石 貴朗
- ウ 株式会社中繁 代表取締役社長 中村 圭吾
- エ 大下 美枝
- （2） 届出者の住所
- ア 高知市帯屋町一丁目6番1号
- イ 高知市南久保9番30号
- ウ 高知市南久保10番26号
- エ 高知市鴨部一丁目11番1号 鏡川コーポA512号
- （3） 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 高知大丸本館・東館
- 高知市帯屋町一丁目6番1号ほか
- （4） 変更した事項
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- （変更前）

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
株式会社高知大丸	代表取締役社長 大登 正志	高知市帯屋町一丁目6番1号

株式会社インテリアし らいし家具	代表取締役 社長 白石 貴朗	高知市南久保 9 番30号
株式会社中繁	代表取締役 社長 中村 圭吾	高知市南久保10 番26号
大下 美枝		高知市鴨部一丁 目11番 1 号 鏡 川コーポA512 号

（変更後）

大規模小売店舗設置者 名	代表者名	住所
株式会社高知大丸	代表取締役 社長 小島 尚	高知市帯屋町一 丁目 6 番 1 号
株式会社インテリアし らいし家具	代表取締役 社長 白石 貴朗	高知市南久保 9 番30号
株式会社中繁	代表取締役 社長 中村 圭吾	高知市南久保10 番26号
大下 美枝		高知市鴨部一丁 目11番 1 号 鏡 川コーポA512 号

- (5) 変更年月日
令和4年3月1日
- (6) 変更理由
代表者の変更のため
- 2 届出年月日
令和6年4月15日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏
名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第408号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」とい
う。）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項
において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示す
る。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小
売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配
慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事
項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働
部経営支援課に提出することができる。

令和6年6月11日

高知県知事 濱田 省司

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称
- ア 株式会社高知大丸 代表取締役社長 小島 尚
- イ 株式会社インテリアしらいし家具 代表取締役社長 白
石 貴朗
- ウ 株式会社中繁 代表取締役社長 中村 圭吾
- エ 大下 美枝
- (2) 届出者の住所
- ア 高知市帯屋町一丁目 6 番 1 号
- イ 高知市南久保 9 番30号
- ウ 高知市南久保10番26号
- エ 高知市鴨部一丁目11番 1 号 鏡川コーポA512号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 高知大丸本館・東館
- 高知市帯屋町一丁目 6 番 1 号ほか
- (4) 変更しようとする事項
- 駐車場の位置
- （変更前）

駐車場の位置	収容台数
中央公園駐車場	309台
はりまや地下駐車場	186台
土佐パーキング	93台
パーク24追手筋	98台

松井パーキング	56台
合計	742台

（変更後）

駐車場の位置	収容台数
中央公園駐車場	309台
はりまや地下駐車場	186台
県庁前通り地下駐車場	93台
パーク24追手筋	98台
松井パーキング	56台
合計	742台

- (5) 変更年月日
令和6年4月15日
- (6) 変更理由
契約駐車場の変更のため
- 2 届出年月日
令和6年4月15日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏
名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第409号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律
第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を
急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中
央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年6月11日

高知県知事 濱田 省司

仁淀川町泉川

- (1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	吾川郡仁淀川町大植字泉川	5631番
2	〃 〃 〃 〃	5630番
3	〃 〃 〃 字ヲリカケ	5646番
4	〃 〃 〃 字泉川	2988番 1
5	〃 〃 〃 〃	〃
6	〃 〃 〃 〃	〃

（２） 区域
標柱 1 から 6 までを順次に直線で結んだ線及び標柱 6 と 1 を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第410号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和 6 年 6 月11日から 2 週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和 6 年 6 月11日
高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
2 路 線 名 大久保伊尾木
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
安芸市奈比賀字小鯛ケ淵1753番28から 安芸市奈比賀字小鯛ケ淵1753番40まで	前	3.2 └ 11.3	67
安芸市奈比賀字小鯛ケ淵1753番 1 から 安芸市奈比賀字小鯛ケ淵1753番 8 まで	後	11.8 └ 36.8	67

高知県告示第411号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和 6 年 6 月11日から 2 週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和 6 年 6 月11日
高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
2 路 線 名 昭和中村
3 道路の区域

区 間	変更前後の別		敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
四万十市竹屋敷字藤原45番 2 から 四万十市竹屋敷字炭床21番 5 地先まで	前	A	4.6 └ 15.6	192
四万十市竹屋敷字藤原43番 2 から 四万十市竹屋敷字炭床21番 7 まで		B	3.3 └ 17.5	230
四万十市竹屋敷字藤原43番 2 から 四万十市竹屋敷字炭床21番 7 まで	後		6.0 └ 72.5	230

高知県告示第412号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和 6 年 6 月11日から 2 週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和 6 年 6 月11日
高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
2 路 線 名 大久保伊尾木
3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 （メートル）	供用開始年月日
安芸市奈比賀字小鯛ケ淵1753番 1 から 安芸市奈比賀字小鯛ケ淵1753番 8 まで	67	令和 6 年 6 月11日

高知県告示第413号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和 6 年 6 月11日から 2 週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和 6 年 6 月11日
高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
2 路 線 名 昭和中村
3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 （メートル）	供用開始年月日
四万十市竹屋敷字藤原43番 2 から 四万十市竹屋敷字炭床21番 7 まで	230	令和 6 年 6 月11日

公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第 3 項の規定により、令和 6 年度随時実施技能検定試験を追加して実施することについて次のとおり公告する。
令和 6 年 6 月11日
高知県知事 濱田 省司

- 1 実施する等級及び検定職種等
実施する等級並びに検定職種及び作業は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。ただし、当該試験は、当該職種に係る三級職種の実技試験に合格した者に限り受検することができる。
（１） 等級
二級
（２） 検定職種及び作業
電子機器組立て（電子機器組立て作業）
2 実施期日、実施場所等
（１） 実技試験
ア 実施期日
令和 6 年 6 月11日（火） から令和 7 年 3 月31日（月）までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日
イ 実施場所
別途高知県職業能力開発協会が指定する場所
ウ 手数料

18,200円 エ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ受験申請者に公表する。 (2) 学科試験 ア 実施期日 令和6年6月11日から令和7年3月31日までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日 イ 実施場所 別途高知県職業能力開発協会が指定する場所 ウ 手数料 3,100円 3 技能検定受験申請書の受付期間 令和6年6月11日から令和7年3月31日までの間において、随時受け付ける。 4 技能検定受験申請書の請求先及び提出先 高知市布師田3992番地4（高知県立地域職業訓練センター内） 高知県職業能力開発協会 なお、技能検定受験申請書（知事が別に定めるものとする。）の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受験申請書用紙請求」と朱書することとし、技能検定受験申請書を郵送により提出する場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受験申請書在中」と朱書すること。 5 合格者の発表等 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者には、高知県知事から合格証書が交付される。 また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から技能士章が交付される。 6 その他 この技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用するものである。 また、この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校（電話番号088-847-6601）又は高知県職業能力開発協会（電話番号088-846-2300）に問い合わせること。	
--	--